

基本目標Ⅳ

男女が共に自立し、豊かで安心できる生活づくり

- 家庭は、人間として基本的な成長を遂げるために重要な役割を担う生活の場であり、家庭において、それぞれが個性を発揮し、自立した個人として多様な生き方の選択が可能になるような環境づくりが必要です。
- これからの家庭では、社会的性別（ジェンダー）にとらわれることなく、男女がお互いの人格を尊重し、自立を支え合い共に生きる新しいパートナーシップが求められています。
- 家庭責任を男女が共に担うとともに、育児・介護に対する負担を社会全体の問題としてとらえ、軽減、解消していくことが必要です。
- 特に、家庭や地域などの生活の場への男性の参加は、女性の負担を共に担うだけでなく、男性自身の喜びや生きがいなどの新たな価値観の発見の機会となり、自立した個人として真に豊かな生活の実現につながるものです。
- 高齢者等が可能な限り、住みなれた家庭や地域において安心して暮らし、充実した人生を送ることのできる環境づくりを進めることは、高齢社会に対応して、男女の共同参画を進めるための重要な課題となっています。
- このようなことから、社会の変化に対応しながら、男女が共に子育て、介護を担うことのできる家庭づくりの促進や、高齢者等の生活の安定と自立の支援を図るなど、だれもが人間らしく自立し、豊かで安心できる生活づくりを進めます。

プラン9 男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり

プラン10 高齢者等の生活の安定と自立の支援

プラン9

男女が共に子育て、介護を担う家庭づくり

現況と課題

- 現在、育児や介護の責任の多くは女性が担っており、このことが少子化が進む原因の一つにもなっています。また、高齢化が急速に進む中で、今後、介護を必要とする高齢者が更に増加することも予想されます。
- 日本の男性が家事・育児に費やす時間は、欧米諸国と比べて極めて短く「社会生活基本調査」（平成13年度総務省）によれば、全国の共働き世帯の平均家事時間は、妻が4時間37分に対し、夫は26分となっており、女性が家事の大部分を担っているのが現状です（図9-1）。
- 市民生活意識調査（平成18年度）によると、どのように家事を分担すべきかについて、「家族全員で分担する」が女性で43.3%、男性では31.2%とそれぞれ一番多くなっていますが、男性では、「家族全員で分担する」と「ほとんど妻が家事をして夫が少し手伝う」が、ほぼ同じ割合となっています（図9-2）。
- 介護の分担については、「男性も女性も共に分担するのがよい」が、男性25.2%、女性35.6%となっています（図9-3）。厚生労働省の「国民生活基礎調査」（平成16年度）では、全国の主な介護者は女性が3/4となっており、女性の50歳代、60歳代が各々約3割、介護を担っています（図9-4）。
- 家庭での固定的な性別役割分担意識はまだ根強いものがありますが、特に、男性の意識啓発が必要です。男性が一人の生活者として自主的に家庭生活に参画し、パートナーとしての責任を分かち合うため、これまでの職場中心の意識、ライフスタイルを転換するような取組みを進める必要があります。
- 男性の家事、育児、介護などの役割分担を進めるためには、生活技術を習得するための学習機会の提供が必要です。
- 都市化や核家族化など、家庭や子ども、高齢者を取り巻く環境が大きく変化している中で、育児や子どもの発達および介護の不安や悩みを持つ人が増加しており、地域社会で子育てや介護を支援することが必要となってきています。
- 男女が共に充実した家庭生活を過ごすためには、それぞれが責任を担って相互に協力しながら、家族の一員として等しく子育てや介護などの役割を果たすことが必要です。
- 厚生労働省の調査（平成17年度）によると、男性の育児休業の取得率は0.5%（政府目標10%）にとどまっています。一方女性の取得率は72.3%（政府目標80%）となっています。少子化が進行する中で、働きながら子どもを育てやすい環境づくりや仕事と子育ての両立の負担感を軽減することが必要となってきています。

関連資料

図9-1 夫と妻の仕事時間と家事関連時間

(総務省「社会生活基本調査」：平成13年度)

※夫婦と子どもの世帯

注：「家事関連」は、「家事」「介護・看護」「育児」および「買物」の合計

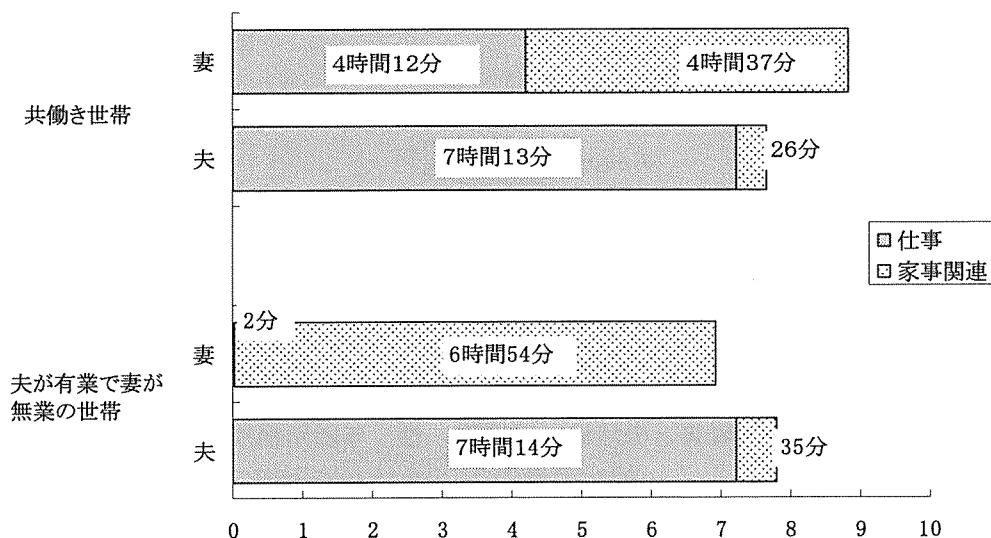


図9-2 家事分担の考え方

(市民生活意識調査：平成18年度)

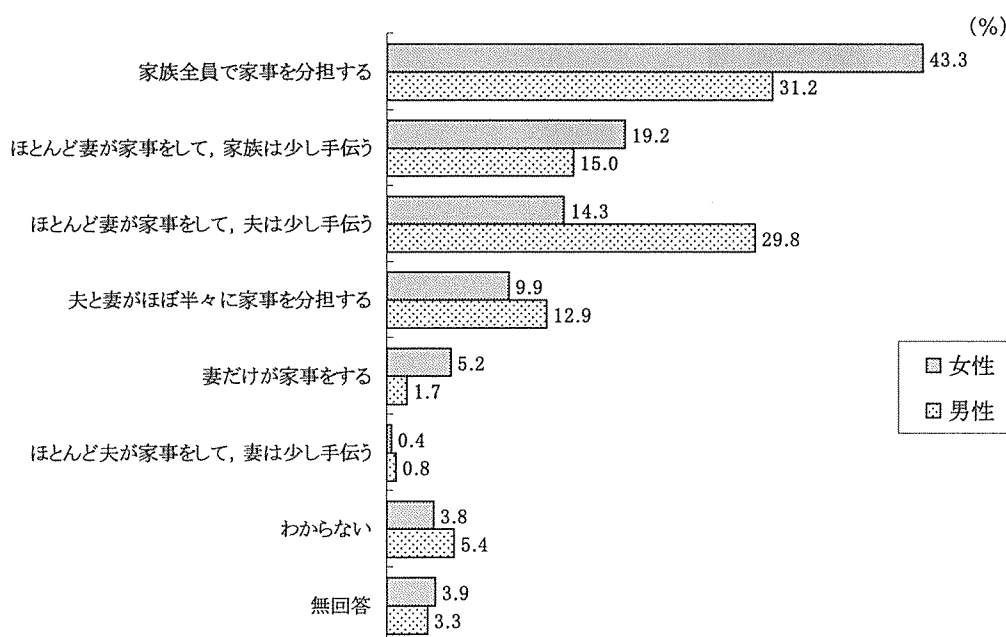


図9-3 家庭での介護の分担について

(市民生活意識調査：平成18年度)

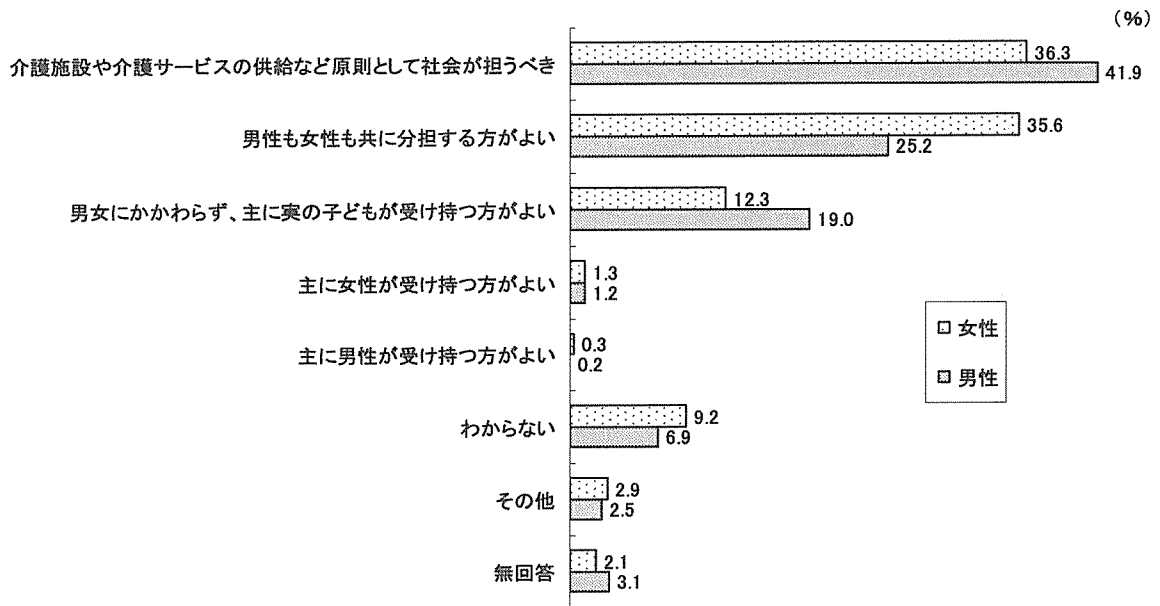
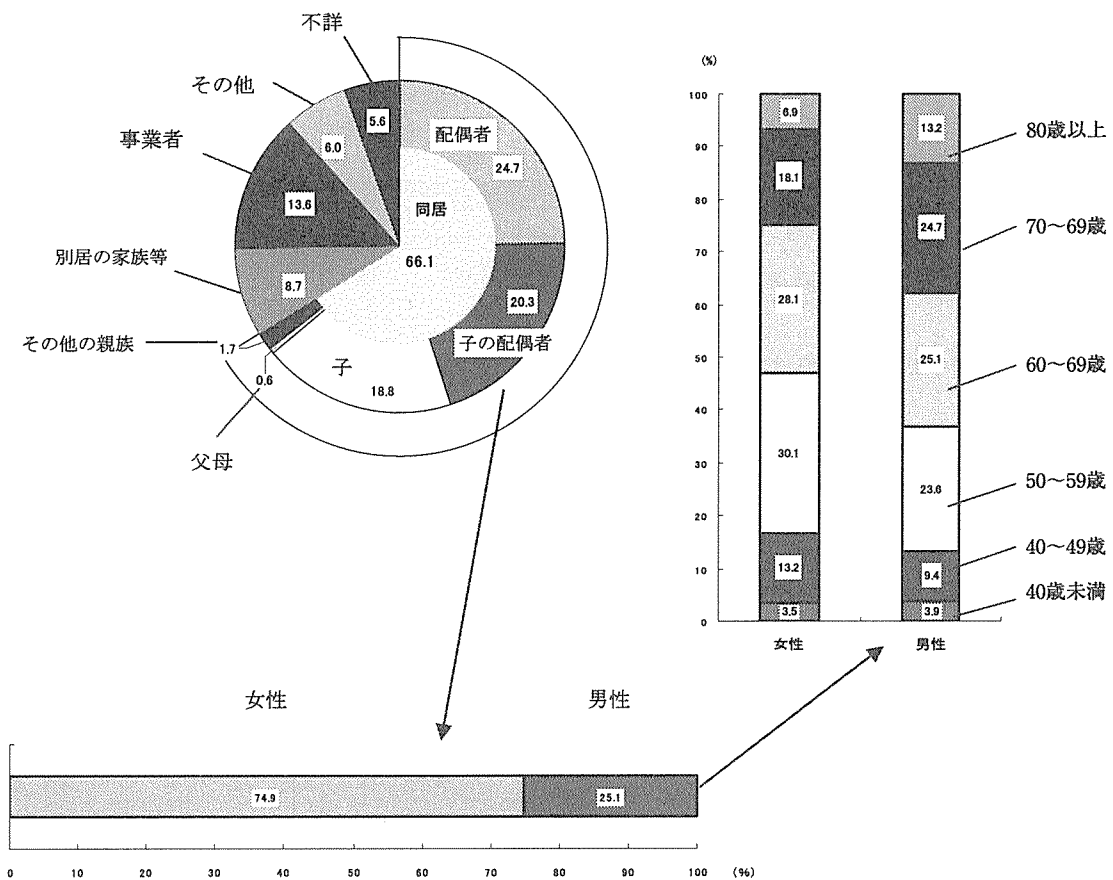


図9-4 主な介護者—要介護者等との続柄、同別居、性、年齢別構成割合

(厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」：平成16年)



重点的取組み

重点目標	子育て、介護の支援体制の充実と男性が参画する環境づくりを図ります	担当課																
重点推進 施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象とした家事などの学習機会の提供 ・地域子育て支援センター，地域子育て推進事業などによる子育て情報の提供，育児相談の充実 ・男性の保育体験機会の提供 ・託児付きのイベント・セミナー等の開催 ・男性が参加しやすい介護教室の開催 ・育児セミナー等への男性の参加促進 ・育児セミナーなどの子育てに関する学習機会の充実 	男女共同・市民参画室 こども未来課／保育課 保育課 関係課／男女共同・市民参画室 長寿社会対策課 関係課／男女共同・市民参画室																
評価指標 および 目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">評価指標</th> <th style="width: 50%;">計画期間中の目標（）は現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育体験事業</td> <td>33か所（30か所）</td> </tr> <tr> <td>地域子育て推進事業（育児相談，子育ての情報提供，子育てサークル等の支援）</td> <td>49か所（43か所）</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター事業（育児相談，子育てサークル等の育成・支援，地域の需要に応じた保育サービスの積極的实施・普及促進，地域の保育資源の情報提供等，家庭的保育を行う者への支援）</td> <td>17か所（12か所）</td> </tr> <tr> <td>育児セミナー等の男性参加者の割合</td> <td>30%（19.1%）</td> </tr> <tr> <td>家事をしない（ほとんどしない，まったくしない）男性の割合</td> <td>掃除，洗濯，買物，食事の支度，食事の片付けのそれぞれで減少（↓）</td> </tr> <tr> <td>託児室等利用者</td> <td>2倍以上（年間1,315人）</td> </tr> <tr> <td>託児付きのイベント・セミナーの開催数</td> <td>10講座（7講座）</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	計画期間中の目標（）は現状	保育体験事業	33か所（30か所）	地域子育て推進事業（育児相談，子育ての情報提供，子育てサークル等の支援）	49か所（43か所）	地域子育て支援センター事業（育児相談，子育てサークル等の育成・支援，地域の需要に応じた保育サービスの積極的实施・普及促進，地域の保育資源の情報提供等，家庭的保育を行う者への支援）	17か所（12か所）	育児セミナー等の男性参加者の割合	30%（19.1%）	家事をしない（ほとんどしない，まったくしない）男性の割合	掃除，洗濯，買物，食事の支度，食事の片付けのそれぞれで減少（↓）	託児室等利用者	2倍以上（年間1,315人）	託児付きのイベント・セミナーの開催数	10講座（7講座）
評価指標	計画期間中の目標（）は現状																	
保育体験事業	33か所（30か所）																	
地域子育て推進事業（育児相談，子育ての情報提供，子育てサークル等の支援）	49か所（43か所）																	
地域子育て支援センター事業（育児相談，子育てサークル等の育成・支援，地域の需要に応じた保育サービスの積極的实施・普及促進，地域の保育資源の情報提供等，家庭的保育を行う者への支援）	17か所（12か所）																	
育児セミナー等の男性参加者の割合	30%（19.1%）																	
家事をしない（ほとんどしない，まったくしない）男性の割合	掃除，洗濯，買物，食事の支度，食事の片付けのそれぞれで減少（↓）																	
託児室等利用者	2倍以上（年間1,315人）																	
託児付きのイベント・セミナーの開催数	10講座（7講座）																	

施策の基本的方向および具体的施策・事業

1 家庭生活を共に支える意識啓発

家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男女が共に協力し合い、それぞれが責任を担って家庭を築いていくことの意義について、学校教育や生涯学習の場を通じて啓発を進めます。特に、男性の積極的な参加・参画の促進を図ります。

- ・学校教育における家庭科の男女共修などを通じた家庭生活を共に支える学習の充実
- ・中・高校生を対象とした保育体験事業の実施
- ・家庭生活への男女共同参画についての広報紙等による啓発
- ・家事に対する評価の啓発
- ・消費者教育の推進・支援
- ◎男性を対象とした家事などの学習機会の提供
 - ・男性の家庭生活参画モデルの紹介
 - ・インターネット等を利用した在宅で受講できる通信講座等の検討

2 子育てに関する相談、学習機会等の充実

子育ての不安や悩みを軽減するため、子育てに関する相談援助機能を充実するとともに、家庭や地域の養育力を高めるため、男女が共に参加できる子育てに関する学習機会の充実を図ります。

- ・「高松市こども未来計画」に基づく総合的な子育て支援の推進
- ◎地域子育て支援センター、地域子育て推進事業などによる子育て情報の提供、育児相談の充実（6-4に再掲）
- ◎育児セミナーなどの子育てに関する学習機会の充実
 - ・発達障害児等の相談・巡回指導の実施
 - ・相談員等の育成および研修への参加促進
 - ・高齢者を対象とした子（孫）育てに関する学習機会の充実
 - ・子育てサークルなどの自主的な活動等の育成、支援
- ◎男性の保育体験機会の提供
- ◎育児セミナー等への男性の参加促進
 - ・初めての出産を控えた夫婦を対象に日曜子育てひろばの実施
 - ・乳幼児相談、母子保健セミナーなどの母子保健事業の充実
 - ・高齢者の能力を活用した子育て支援活動の推進
 - ・児童虐待の早期発見体制、相談等の充実
 - ・子ども虐待対応ネットワークの連携強化（10-3に再掲）

3 子育てをしている人の活動しやすい環境の整備

幼児等を持つ保護者が活動しやすい環境を整備します。

- ◎託児付きのイベント・セミナー等の開催
- ・託児・乳幼児設備の備わった施設等の整備促進

4 高齢者の介護に関する相談、学習機会の充実

介護に関する性別役割分担意識を解消しながら、介護に関する相談や男女が共に参加できる介護の学習機会を充実します。

- ・介護に関する相談体制の充実
- ・家族介護教室の実施
- ◎男性が参加しやすい介護教室の開催



●託児のつどい

プラン10 高齢者等の生活の安定と自立の支援

現況と課題

- 2007年から、いわゆる「団塊の世代」が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の生活の安定を図ることが重要な課題となっており、特に、高齢者人口に占める女性の割合が多いことや高齢者の介護を担うのは女性が非常に多い現状から、女性にとって、高齢化は切実な問題となっています。
- 国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、65歳以上の高齢者の単独世帯の割合は、一貫して上昇しています。特に、男性7.4%に対し、女性は19.3%で2.6倍（平成16年）と高くなっています（図10-1）。長年、家事専業で夫の扶養のもとに生活し、夫の死により、孤独の中で老いを迎える女性は少なくなく、生活に必要な経済的基盤が不安定な場合も多くあります。
- 自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり、人生を尊厳を持って過ごすことは、介護の必要性の有無に関わらず、誰もが望むことです。しかし、現実には、家族や親族などが人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっています。このような状況の中、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、平成18年4月1日より施行されました。
- 少子高齢化等の社会の大きな変化により、家族形態が多様化する中で、高齢者のみの家庭を始め、ひとり親の家庭、障害のある人のいる家庭なども増えており、いずれの家庭も介護や育児など様々な問題を、その家庭の中だけで解決することは困難な状況になっています。
- また、本市においては、高齢者の一人暮らし世帯および夫婦の世帯の割合（24.6%、30.2%）は香川県および全国の割合（香川県21.7%、27.6%・全国22.5%、27.6%）よりも高くなっています（図10-2）。
- 男女一人一人の生き方が多様化する中で、男性も女性も共に家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっています。特に、男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められています。
- 様々な家庭が固定的な性別役割分担を解消し、その構成員一人一人がお互いの生き方を尊重しあい、自分らしくいきいきと生活することができるような社会をつくっていく必要があります。
- 高齢者を始め、様々な状況にある男女の社会参加の機会の拡大を促進しながら、日常生活上の安定と自立を支援していくことが必要です。

関連資料

図10-1 性・家族形態別にみた65歳以上の高齢者の割合推移

(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

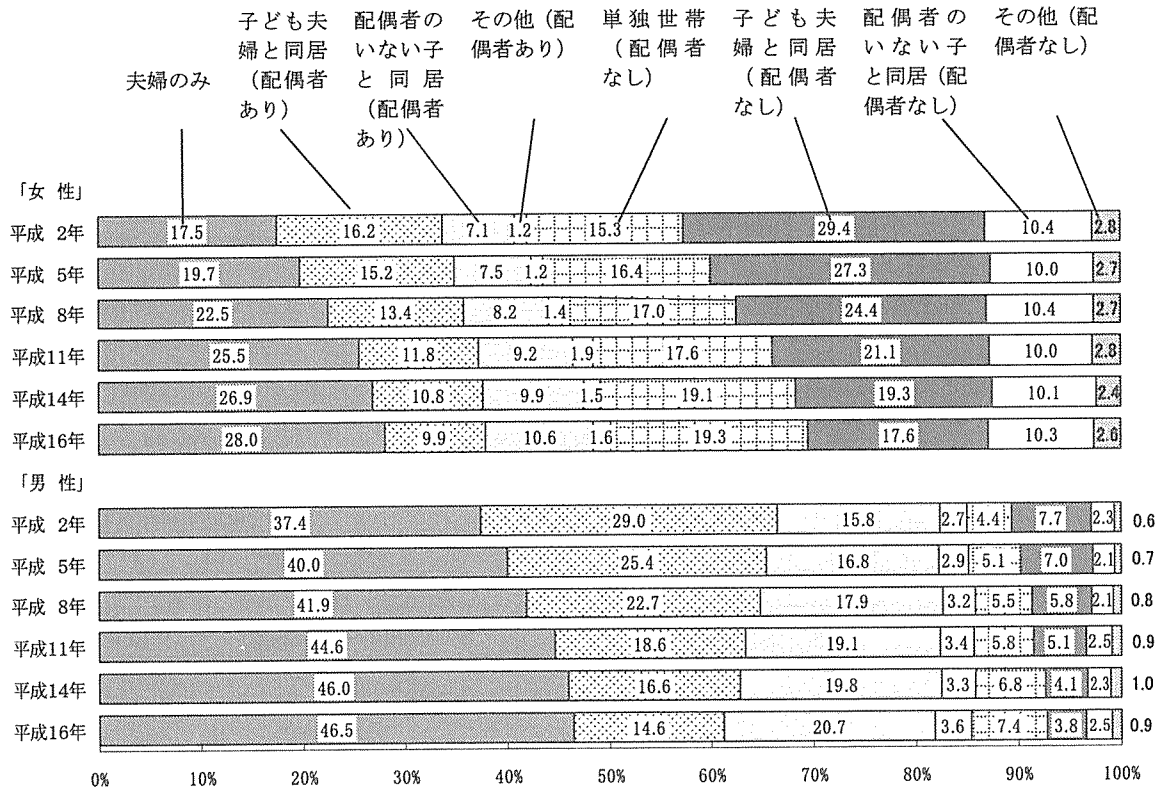


表10-2 高齢者のいる世帯の推移 (高松市)

(単位: 人, %)

年次 平成	総世帯	高齢者の いる世帯	単身世帯・親族世帯				非親族 世帯
			ひとり暮 らし世帯	夫婦の 世帯	その他の 親族同居 世帯		
12年	158,091	49,626 (31.4)	49,569 (99.9)	11,068 (22.3)	14,688 (29.6)	23,813 (48.0)	57 (0.1)
17年	165,275	55,589 (33.6)	55,525 (99.9)	13,666 (24.6)	16,780 (30.2)	25,079 (45.1)	64 (0.1)
香川県	377,691	152,463 (40.4)	152,304 (99.9)	33,087 (21.7)	42,075 (27.6)	77,142 (50.6)	159 (0.1)
全国	48,224,500	17,983,900 (37.3)	17,956,100 (99.8)	4,047,400 (22.5)	4,962,400 (27.6)	8,946,300 (49.7)	27,800 (0.2)

※ 「高齢者のいる世帯」の合計欄の()内は、「総世帯」を100.0%とした場合の構成比
 その他の()内は、「高齢者のいる世帯」を100.0%とした場合の構成比 (国勢調査)
 香川県, 全国は平成17(2005)年

重点的取組み

重点目標	高齢者等への自立促進を図り，援助が必要な高齢者等に対しては支援に努めます	担当課								
重点推進施策・事業	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の促進 ・訪問介護などの福祉サービスの充実 ・ひとり暮らし高齢者等の支援 ・高齢者の虐待防止 ・高齢者に対する相談体制，情報提供の充実 	<p>長寿社会対策課 介護保険課／長寿社会対策課／保健センター 長寿社会対策課</p> <p>全庁／介護保険課／長寿社会対策課／保健センター／地域包括支援センター 介護保険課／長寿社会対策課／保健センター／地域包括支援センター</p>								
評価指標 および 目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">評価指標</th> <th style="width: 50%;">計画期間中の目標（ ）は現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルバー人材センター会員数</td> <td>2倍以上（1,505人）</td> </tr> <tr> <td>訪問介護回数</td> <td>1.4倍（年間延べ506,063回）</td> </tr> <tr> <td>介護予防教室の参加者数</td> <td>1.5倍以上（年間延べ11,159人）</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	計画期間中の目標（ ）は現状	シルバー人材センター会員数	2倍以上（1,505人）	訪問介護回数	1.4倍（年間延べ506,063回）	介護予防教室の参加者数	1.5倍以上（年間延べ11,159人）
評価指標	計画期間中の目標（ ）は現状									
シルバー人材センター会員数	2倍以上（1,505人）									
訪問介護回数	1.4倍（年間延べ506,063回）									
介護予防教室の参加者数	1.5倍以上（年間延べ11,159人）									

施策の基本的方向および具体的施策・事業

1 高齢者の就業・学習機会の充実

高齢者の能力活用や安心して暮らせる生活基盤整備を図るため、就業機会や学習機会の充実などを図ります。特に、高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進します。

◎シルバー人材センター事業の促進

- ・セカンドキャリアの支援
- ・公的年金制度の周知・加入促進
- ・老人大学等の学習機会の充実
- ・高齢者等の財産管理に関する学習機会の提供

2 高齢者の在宅生活の支援

高齢者の在宅での生活を支援するための環境整備や福祉サービスの充実を図ります。

- ・老人介護支援センター・地域包括支援センターの充実（6-6に再掲）
- ・シルバーハウジングの充実

◎訪問介護などの福祉サービスの充実

◎ひとり暮らし高齢者等の支援

3 高齢者等虐待の対策の推進

高齢者や子どもの虐待の未然防止や対策を図るとともに高齢者のいる家庭、ひとり親の家庭、障害のある人のいる家庭などの相談や情報提供の窓口の充実を図ります。

◎高齢者の虐待防止

◎高齢者に対する相談体制、情報提供の充実

- ・高齢者虐待対応ネットワークの連携強化
- ・子ども虐待対応ネットワークの連携強化（9-2に再掲）
- ・介護に関する相談体制、情報提供の充実
- ・ひとり親家庭に対する相談体制、情報提供の充実（6-5に再掲）
- ・障害者や障害者のいる家庭に対する相談体制、情報提供の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・相談員の研修等の実施

4 共に生きるまちづくりの推進

高齢者や障害のある人、妊娠中の女性、乳幼児を連れた人などだれもが安心して出かけることができるよう、総合的な福祉のまちづくりを推進します。

- ・ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりの推進
- ・だれもが利用しやすい施設、生活空間等の整備